よくある質問（認定証登録関係）

|  |
| --- |
| 問１　Ａ利用者への３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。実地研修を行うだけでよいか。 |

答１　まず、基本研修を受講した３号の登録研修機関に、研修の申込をしてください。基本研修は省略できますが、研修の申込や支払いは必要です。そこで、研修機関に研修計画等を確認してもらってから、実地研修となります。実地研修終了後、必要書類を登録研修機関に送付し、研修修了書を発行してもらいます。それから京都府に認定証の申請をしてください。

|  |
| --- |
| 問２　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。 |

答２　経過措置はＢ利用者へは適用されません。３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問３　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ａ利用者への経管栄養が必要になった。 |

答３　３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問４　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。同じ喀痰吸引なので研修は不要か。 |

答４　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。Ｂ利用者に対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問５　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ａ利用者への胃ろうが必要になった。同じ利用者なので研修は不要か。 |

問５　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。胃ろうに対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問６　特別養護老人ホームでの経過措置として認定証を持っている。訪問介護事業所に異動になったが、認定証は有効か。 |

答６　特別養護老人ホームでの経過措置は、不特定多数の者に対するものであり、居宅サービスでも有効です。

|  |
| --- |
| 問１５　訪問介護員が、喀痰吸引の研修を終了した。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１５　訪問介護員は京都府への認定証の新規申請の手続きが必要です。事業所は、京都府への事業所登録申請が必要です。

|  |
| --- |
| 問１６　事業所登録をしており、３号の認定証を持った訪問介護員が、Ａ利用者に喀痰吸引を実施している。今回、Ａ利用者に胃ろうが必要になり、訪問介護員が胃ろうの実地研修を受けた。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１６　訪問介護員は、同一の対象者への行為の追加になりますので、認定証の変更届が必要です。事業所は、実地する行為（胃ろう）の追加になりますので、登録追加申請が必要です。

|  |
| --- |
| 問１７　事業所登録をしており、数名の訪問介護員が、喀痰吸引等を実施している。今回、採用した新たな訪問介護員も、３号研修を受けた。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１７　新たな訪問介護員は、認定証の新規申請が必要です。事業所は、従事者の追加になりますので、変更登録届が必要になります。

|  |
| --- |
| 問１８　認定証は研修修了日から有効か。 |

答１８　認定日は、研修修了日ではありません。京都府に申請があり、書類の不備を修正できた日が認定日になります。不備がなければ、京都府に書類が届いた日になりますので、利用者の退院等でお急ぎの場合は、お問い合わせください。

|  |
| --- |
| 問２０　認定証申請と事業所登録と同時申請できるか。もしくは、先に事業所登録の申請ができるか。 |

答２０　申請は可能です。ただし、事業所の登録日は、認定証の認定日以降になります。